第 7 号

平成16年2月

協和会計グループ 東京都中央区日本橋室町三丁目1番8号 TEL03-3241-4978(株)FAX03-3246-0068 E-mail: CPAKYOWA@aol.com

このところ税制改正のやり方にちょっとした変化が見られるようだ。 いままでなら、 国民に意見を求め、議論のすえ改正にこぎつけていたのだが、最近何の前触れもなく突如 条文が変わってしまう。 そして「税法が変わったのだからこれに従え」とくる。 こんな 非民主的なことが罷り通っていいのだろうか。 ここでは顕著な例 2 点について検証する。 なお、詳細については事務所担当者にお訊ねいただきたい。

非上場株の年10万円未満 の少額配当に住民税

何時変わったの?

国民のほとんどが知らなかった。 お恥ずかしい話だが、我々プロもほとんどが知らなかった。

平成15年度税制改正で地方税法の隅っこに記載されている「附則」の一部が削除されていたのだ。

この地方税法改正はほとんど議論の俎上に 乗ることもなく知らぬ間に改正されてしまっ たというのが実情だ。

どう変わったの?

これまで、年10万円未満の少額配当については「所得税では申告してもしなくても自由だが、住民税では非課税」となっていた。 それが平成15年分の少額配当から住民税の申告をする義務があることになったのだ。

所得税の確定申告をしている人は、申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に少額配当分を含めた金額を記載すればよいが、一般サラリーマンのように年末調整だけで納税 義務が完了している人は、わざわざ市町村から申告用紙を取り寄せ、記入して提出しなければならないのだ。

さらに、上場株式の場合、平成15年4月

以降平成20年3月までに受ける配当金については10%が源泉徴収されるだけで納税義務が完了してしまうため、平成15年3月分までの少額配当については住民税の申告が必要だがその後の期間分についての申告は不要となる。

これに対し、**非上場株式については今後ず** っと20%の所得税が徴収されるうえ、さら に住民税が課税されることになるのだ。

何か不公平だなと感じるのは筆者だけだろ うか。

正直者がバカを見る?

いままで住民税で少額配当が課税されなかったのは、事実関係の把握が困難だというの も理由の一つだった。

今回の改正は、地方へ税源を移譲するためという理由が大きいと思うが、事実関係の把握が困難だという点ではまったく変わっていない筈だ。 法律が変わったのだからきちんと申告して納税するのは当然だが、申告しなくてもお咎めを受ける可能性は非常に低いといえる。

これでは正直者がバカを見ることになるのではないかと危惧する人も少なくない。

土地建物等の譲渡損失 の損益通算が出来なくなる

これまで、土地や建物を譲渡して損失が出た場合、この損失を給与所得、事業所得その他の所得と通算して税額を計算することが認められてきた。

しかし今回、居住用資産の損失を除き、この通算が平成16年1月1日に遡って認められないことになりそうだ。 土地や建物の譲渡による所得を他の所得と通算することについてはいろいろな考え方があり、改正そのものが不当だというつもりはないが、改正案の公表と適用時期に問題があるようだ。

周知期間がない!

普通、税制改正の場合、税制調査会が 各界の意見を聞いたうえで総理大臣への 答申を公表し、これに基づいて財務省が 改正大綱を作成する。 その後改正の要 綱が閣議決定され、国会審議を経て改正 されることになる。

その間が周知期間となり、納税者は納税者なりに損のないように行動することが出来るのだ。 しかし、今回の損益通算廃止の件は、事前の議論が一切ないまま突如として大綱に盛り込まれてきた。

つまり納税者にとっては周知期間の全 くない、まさに寝耳に水の改正案だった ことになる。

遡及するとは何事!

また、適用時期にも問題がある。 普

通3月改正税法は4月から施行されるが、納税者に有利な改正は1月に遡って適用されることもある。 しかし、今回のように納税者不利の改正が遡って適用されてしまっては、それまでの法律がそのまま適用されると信じて計画をたてている納税者にとっては足元をすくわれる結果となってしまうのだ。

反対しても遅い?

いま、公認会計士協会や税理士会で改正反対の狼煙を上げているが、既に閣議決定されてしまっているので、与党議員は党議に縛られ国会審議でも反対に回れないだろうという見方が有力である。そうなればいかに悪法であっても多数決原理で成立してしまうことになりそうだ。 このような非民主的な法改正がまかり通るようでは日本の将来が心配だ。

協和監查法人規理士法人協和会計事務所

証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など - 企業経営に関するビジネスアドバイザリーサービスを提供します。

税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。

有限会社 協和ビジ 初立がいつが 証票書類の整理、仕訳データの入

証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。

"経理部丸ごと引受けもOK!"